

1. キャリアアップ助成金の新年度からの変更

有期契約労働者等の非正規雇用の労働者に対し、正規雇用転換や賃金等の処遇改善、健康診断の実施を行った場合に対象となる、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」があります。こちらの助成金制度は、有期契約社員やパートタイマー、アルバイトの方々がいる企業では、活用を検討されることが多く、実際に計画の作成を行っていることもあるのではないのでしょうか。本年4月1日より、本助成金制度について幾つかの変更がありましたので、再確認します。

まず、「要件の変更」があるものとして、有期雇用労働者等を正規雇用等に転換(有期→正規、有期→無期、無期→正規)し、一定の要件を満たす場合に助成金が支給される「正社員化コース」に、本年度より新たに、転換後6ヵ月間の賃金を転換前6ヵ月間の賃金より5%以上増額させていること、という要件が追加されました(本年4/1以降転換を行う労働者の要件)。昨年度まで、有期→無期の転換の場合に「転換前の基本給より5%以上昇給させた事業主であること」という要件はありましたが、有期→正規、無期→正規の場合にも関わることになりました。この「増額」をみる賃金からは、通勤手当、住宅手当、残業代(固定残業代含む)、歩合給は除かれます。賞与は、支給時期と対象者が就業規則等に明記されている場合に対象となります。ちなみに、東京都では、昨年度まで、この厚労省の「正社員化コース」への「上乘せ」として東京都正規雇用転換等促進助成金がありましたが、本年度より変更となる模様です。

また、キャリアアップ助成金の賃金規定等共通化コース(有期契約労働者等に正規労働者と共通の賃金規定等を新たに規定し適用)、諸手当制度共通化コース(有期契約労働者等に正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに規定し適用)において、従来の1事業所あたり1回の助成金に加え、人数に応じて額を加算する措置が新設されています。

2. 副業・兼業の労働保険、社会保険の取扱い その2

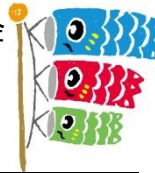
前号では副業・兼業を認めた場合の社会保険の取り扱いについてまとめましたが、今号では労働保険(労災保険、雇用保険)についてまとめます。

雇用保険は前号でまとめた社会保険と同じような適用となり副業・兼業を認めるにあたって直接的な影響はありません。雇用保険では1週間の所定労働時間が20時間以上であるかなどの適用要件がありますが、要件をまとめて合算するというのではなく、それぞれの雇用関係において要件を満たす場合であっても、生計を維持するのに必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみの被保険者となります(ここが社会保険との違いになります)。つまり本業で雇用保険に加入することです。またいずれの事業場でも要件を満たさないときには雇用保険に加入できません。

これに対し、事業主は労働者が副業・兼業をしているかにかかわらず、労働者を1人でも雇用していれば労災保険の加入手続きをしなければなりません。とはいっても労災保険の場合は個々の資格取得、喪失の手続きは特にありませんが・・・なお、労災保険制度は労働基準法における個別の事業主の災害補償責任を担保するものですので、保険給付額については災害が発生した事業場の賃金分のみに基づき算定します。業務の過重性の評価に当たって労働時間も合算されません。本業、副業・兼業先の両方で雇用されている場合に1つ目の事業場から次の事業場への移動時に起こった災害については、通勤災害として労災保険給付の対象となりますが、この場合、次の事業場の労災保険を使用して保険給付を受けることとなります。1つ目の事業場を休業しても保険給付はされず、次の事業場の賃金分のみに基づき算定された保険給付額だけが支給になるということです。

3. 5月より手続きにマイナンバーの届け出が必要となります

平成30年5月以降、雇用保険の手続きにマイナンバーの記載が必要となりました(社会保険も原則は必須となっております)。今後は、お手続きの際、対象者の方のマイナンバーのご提示をお願い申し上げます。なお、当面は、「マイナンバー」に加え、「雇用保険被保険者番号」と「基礎年金番号」のご提示のご協力をお願いいたします。



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子(登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com